兵庫県立加古川医療センター
床頭台等設置・運営事業者募集要項

令和２年１１月

兵庫県立加古川医療センター

１　目　的

この要項は、兵庫県立加古川医療センター（以下「当センター」という。）において行政財産の使用許可を受けて、入院患者の療養環境の向上を図るため、床頭台等、洗濯機及び乾燥機（以下「床頭台等」という。）を設置・運営する事業者(以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

２　当センターの概要

（１）病床数（令和２年４月１日現在）

許可病床数＝３５３床

稼働病床数＝３５３床

（２）入院患者数

令和元年度・１日当たり　287人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月より入院患者数の大幅な減少あり。

令和２年７月　１日当たり　190人

令和２年８月　１日当たり　196人

令和２年９月　１日当たり　169人

（３）稼働率

令和元年度　　81.4%

令和２年度

令和２年７月　　53.7%

令和２年８月　　55.6%

令和２年９月　　47.8%

３　設置物件

（１）床頭台等

	種　　別	数　量	設置場所	摘　　要
1	床頭台	310台 (予備3台含む)	一般病床	
2	床頭台	12台	特別病床	患者利用料は無料とし、基本使用料は算定不要。
2	ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞｶｰﾄﾞ販売機	4台	病　棟	
3	ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞｶｰﾄﾞ精算機	2台	救急受付	
4	イヤホン販売機	4台	病　棟	

※１　床頭台の設置場所は、別紙一覧表のとおりとします。

※２　床頭台の付属設備は、テレビ、冷蔵庫、プリペイドカードタイマー、セーフティボックス等です。

（２）洗濯機及び乾燥機

	種　別	数　量	設置場所	摘　　要
1	洗濯機	14台	3階病棟 5台 4､5､6階病棟 各3台	※乾燥機は洗濯機の上部に配置の構造または洗濯機一体式とすること。 ※電気設備　20ＡＥＬＢ／台 ※洗濯パンサイズ　800㎜×570㎜
2	乾燥機	14台		

※設置場所等の現地確認を行ってください。

４　設置物件に係る費用負担

（１）テレビシステム設置工事費等

①　テレビ受信のために要する一切の費用は、すべて運営事業者の負担とします。

②　地上デジタルテレビ・衛星テレビのアンテナ等は整備済みです。

（２）電気料金等

床頭台等（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機等）の設置運営に係る電気料金、上下水道料金は、すべて運営事業者の負担とします。

（３）放送受信契約及び放送受信料の支払い

①　日本放送協会との受信契約は運営事業者名で行い、その契約に基づき遅滞なく放送受信料を支払ってください。

②　システム設置の10日前までにＮＨＫとの受信契約の写しを当センターに提出してください。

（４）床頭台等の撤去費用

許可期間終了時、運営事業者が設置した床頭台等の撤去・廃棄は、すべて運営事業者の負担と責任において行ってください。

５　応募資格

応募資格は次のとおりとし、次の要件をすべて満たす者に限り、応募することができます。

（１）事業実績のある者

300床以上の病院において、床頭台システムの設置運営事業を公募開始日前日までの過去３年以上継続して、健全な経営を行っている者であること。

（２）実行力のある者

本要項に定める条件を充足し、円滑に実行できる資力、信用及び能力等を備えている者であること。

（３）欠格要件に該当しない者

次の①から⑤に掲げるいずれの項目にも該当しない者であること。

①　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けている者

②　兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けている者

③　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

④　兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は

第3号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

⑤　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

6　公募条件

（1）使用許可の期間

令和３年４月１日から令和６年３月31日までの３年とします。

なお、この許可期間内に許可条件の遵守及び良好なサービスの提供が行われ、床頭台等の運営に特段の問題を生じなかった場合、当初の許可条件を変更しないことを前提とし、引き続く３年間を限度として使用許可を更新することができるものとします。

（2）使用料

運営事業者は、次に掲げる区分に従い、使用料を提案するものとします。

①　基本使用料

ア　専用部分の面積が０．４平方メートル未満のもの

年額　￥４，２１０円

イ　専用部分の面積が０．４平方メートル以上０．７平方メートル未満のもの

年額　￥７，３５０円

ウ　専用部分の面積が０．７平方メートル以上１．０平方メートル未満のもの

年額　￥１０，８１０円

エ　専用部分の面積が１．０平方メートル以上２．０平方メートル未満のもの

年額　￥１４，０１０円

※基本使用料は、病院局公有財産取扱規程（平成１４年病院局管理規程第19号）別表第１に定める建物使用料に基づく、床頭台頭の設置スペースの面積に応じた使用料です。

※なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を基本使用料とします。

②　売上提案に係る使用料

前号に記載の基本使用料に加え、床頭台システムに係る月間カード売上実績額（精算金を控除した税込額）に、運営事業者が企画提案書に示す一定の率（歩合）を乗じた額（売上実績に応じた加算使用料）とします。

③　使用料の納付

ア　基本使用料の納付は、当センターが発行する納入通知書により、年度当初に一括して納付してください。

イ　売上提案に係る使用料の納付は、当センターが発行する納入通知書により、四半期ごとに納付することとし、年度ごとに売上実績額に応じて精算します。

7　運営条件

企画提案者の提案は、企画提案書（様式第３号）に従い提案内容の記載を求めますが、当センターの求める運営条件（要求水準）は次の事項を基本とし、床頭台等の設置により、病棟運営に支障が生じないよう、企画提案に際し（1）の③～⑤については特に留意してください。

（1）管理運営関係

① 床頭台等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。
② 毎月当初に、前月分の売上実績額等、当センターが求める定期報告を行うこと。
③ 床頭台等の故障・不具合（セーフティボックスの鍵紛失等を含む）に即応できる保守管理体制を整備すること。
④ 床頭台等は定期的に点検・消毒その他のメンテナンスを行うこと。特に、利用者の退院時には必ず点検及び消毒等必要な措置を行うこと。
⑤ 利用者からの苦情には的確かつ迅速に対応すること。
⑥ 床頭台等に緊急時の連絡先が明示されていること。
⑦ 床頭台等の使用に際し、安全・安心に配慮されていること。
⑧ 床頭台の操作方法について、できるだけ分かりやすい操作説明書等がそれぞれに添付されていること。
⑨ 病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。
⑩ その他、当センターが指示した場合は、速やかに対応すること。

（２）物件関係

① 共通事項

ア 床頭台等については、ユニバーサルデザインに配慮したものを導入すること。
イ 故障時等の連絡先を明記したシール等を、利用者の見やすい部分に貼付すること。

② 床頭台本体

ア 利用料金は、全台とも無料とすること。
イ 寸法は、病室ベッド横の寸法に収まり、ベッド周辺で医療行為の支障にならないよう配慮したものであること。 （参考寸法 幅500㎜、高さ1,800㎜、奥行650㎜程度）
ウ 地震対策等、転倒防止に十分配慮されていること。
エ 角に丸みを持たせる等、安全面に十分配慮されていること。
オ 抗菌性、耐熱、耐水及び耐久性に優れていること。
カ 物を置ける部分が多く設けられていること。（例：テレビ設置スペース下部、天板、スライドテーブル、サイドテーブル等）
キ キャスター（ストッパー付）で移動可能であり、キャスターはエレベーターの乗降に支障がない車輪径が75ｍｍ以上のものであること。
ク 病室に調和した色調であること。
ケ 揮発性有機化合物（ＶＯＣ）対策が措置されていること。
コ ベッドの左右どちら側に設置しても、テレビの向きや角度が容易に調節可能であること。
シ 脚下灯を備え、台下部や背面部にホコリなどが溜まりにくい構造であること。
ス テレビを視聴しない時、スペースを有効活用できるようテレビ格納式が望ましい。
セ できるだけ収納スペースを確保できるよう形状等を工夫すること。

③ テレビ

ア 利用料金は、1,000分当たり1,000円以下であること(内税で時間精算できること)。
イ 利用料金の支払いは、プリペイドカード方式であること。
ウ ワイヤレスリモコン付きの20インチ程度の画面16：９のワイド液晶地上波デジタルチューナー・衛星放送チューナー内蔵型テレビとすること。
エ ＤＶＤ及びＢＲＤの視聴を可能にする機能を付属していること。
オ 国内で一般的に普及している製品（家電量販店等販売）とし、新品とすること。
カ イヤホンによる視聴が可能なこと。 ＊利用者持込イヤホンでも視聴可能なこと。

キ　同調及び干渉防止が図られていること。

④　冷蔵庫

ア　利用料金は、200円／日以下であること。（内税で引落しは１日単位とすること。）

イ　利用料金の支払いは、プリペイドカード方式によること。

ウ　奥行460㎜以下、有効内容量20～25リットル程度、冷却能力５±３℃程度、抗菌仕様とすること。

エ　床頭台をベッドのどちら側に設置しても、庫内の物を取り出しやすいよう工夫・配慮すること。また、ベッドの上からでも開閉出来るよう操作性に優れていること。

オ　国内で一般的に普及している製品とし、新品とすること。

カ　閉め忘れ防止機能がついており、衛生面に優れた機器であること。

⑤　セーフティボックス

ア　利用料金は、全台とも無料とすること。

イ　床頭台の引き出しに取り外しできないように収納する方式とし、寸法は幅120㎜・高さ80㎜・奥行300㎜以上の大きさであること。

ウ　高齢者等も操作が容易であり、カギを持ったままでもＭＲＩ等の検査時の支障になりにくいこと。

エ　カギは複製できないものとし、利用者がカギを紛失した時はマスターキーで解錠・交換できることとし、新たなカギを早急に提供できること。

※企画提案書にカギ交換の有償・無償の区分及び有償の場合は金額を明示すること。

オ　マスターキー紛失の際には、即時に紛失したマスターキーを無効とし、新たに交換・作製できること。

カ　こじ開け等の盗難防止機能が備えられ、盗難補償制度が付いていること。

⑥　プリペイドカードタイマー

ア　カード利用料金は、１度数単位での引き落としが可能であること。

イ　テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機を同一カードで利用できること。

ウ　残時間・残料金が分かりやすく表示できること。

⑦　プリペイドカード販売機

ア　カード販売価格は１枚1,000円とし、消費税は内税とすること。

イ　車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講じること。

ウ　盗難防止等、防犯上必要な措置を講じること。（盗難等の被害はすべて運営事業者が責を負うこと。）

エ　当センターでのみ利用可能なカードとすること。

オ　電磁的な販売明細集計表のプリントアウト可能な機能を有すること。

⑧　プリペイドカード精算機

ア　精算手数料を徴しないものとし、10円単位での払戻しが可能な機能を有すること。（未使用カードは全額払い戻せること。）

イ　車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講じること。

ウ　盗難防止等防犯上必要な措置を講じ、盗難等の被害はすべて運営事業者が責を負うこと。

エ　電磁的な精算明細集計表のプリントアウト可能な機能を有すること。

⑨　イヤホン販売機及びイヤホン

ア　車椅子利用者に配慮した低床型とし、転倒防止措置を講じること。

イ　盗難防止等、防犯上必要な措置を講じること。（盗難等の被害はすべて運営事業者の責とする。）
ウ　イヤホンは安価であること。（200円未満）
エ　音漏れがしにくい構造であること。

⑩　洗濯機（乾燥機の機能を併せ持つものも可）
ア　洗濯容量は５kg 程度以上で、１回で洗濯が完了すること。
イ　省エネ・低騒音であること。
ウ　全自動であること。
エ　清潔が保てるものであること。
オ　利用料金は200円／１回程度であること。
カ　床頭台システムのプリペイドカード及び硬貨が併用使用できること。

⑪　乾燥機（洗濯機の機能を併せ持つものも可）
ア　洗濯機の容量に見合ったものであること。
イ　省エネ・低騒音であること。
ウ　全自動であること。
エ　清潔が保てるものであること。
オ　洗濯物が痛まないものであること。
カ　利用料金は100円／１回程度で、洗濯物が十分に乾燥すること。
キ　床頭台システムのプリペイドカード及び硬貨が併用使用できること。

８　応募手続き
（１）提出書類（①～⑥は各１部、⑦⑧は各８部）
①　参加申込書（様式第１号）
②　欠格要件なきことの誓約書（様式第２号）
③　令和元年度納税証明書
④　消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
⑤　発行後３ヶ月以内の商業登記簿の「履歴事項全部証明書」（法人の場合のみ必要）
⑥　発行後３ヶ月以内の身分証明書（「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登記されていないことの証明」）（個人の場合のみ必要）
⑦　企画提案書（様式第３号）
⑧　その他参考資料（必要に応じ）
（２）書類の提出期間
①　参加申込書：令和２年11月４日（水）から令和２年11月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の、毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）
②　企画提案書等：令和２年11月20日（金）から令和２年12月４日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の、毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）
※いずれも郵送の場合は必着とし、参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出できません。
③　プレゼンテーションの実施
企画提案書の提出者によるプレゼンテーション（床頭台等の見本の展示を含む）を実施します。詳細については、別途通知します。
予 定 日：令和２年12月18日（金）

予定会場：兵庫県立加古川医療センター２階　会議室１

（３）質問書の提出

企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第４号の質問書により、持参、郵送、又は電子メールにより提出してください。

提出期間	令和２年11月４日(水)から令和２年11月13日(金)まで ※土曜日、日曜日を除く、毎日午前９時から午後５時まで （正午から午後１時までを除く。）
回　　答	令和２年11月17日(火)から令和２年11月19日(木)まで の毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。） の間に、(4)の場所で閲覧方式にて行うとともに、電子メールにより 参加申込者全員に回答を送付します。

（４）提出先

〒675－8555　兵庫県加古川市神野町神野203
兵庫県立加古川医療センター 総務部経理課
電　話　079－497－7000（内線2221）
ＦＡＸ　079－438－8800

9　企画提案書作成上の注意

（１）規格はＡ４版とします。

（２）分かりやすく簡潔に記載してください。

（３）提案に係る床頭台等の物件もしくは類似品のパンフレットを添付してください。その他の添付書類は必要最小限のものとしてください。

（４）企画提案書は返却しません。

（５）企画提案書や必要書類の作成､提出に係る一切の費用は、企画提案者の負担とします。

（６）提出された企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属します。また、提出書類に記載された個人情報は、本件運営事業者選定のための評価・手続きに使用すること以外に、企画提案者の承諾を得ずに使用しないものとします。

10　企画提案書の審査及び結果の通知等

企画提案者から、提出された企画提案書等の内容を審査した上で、企画提案者の中から最も優れた運営事業者を選定します。

（１）決定方法等

当センターに設置する審査委員会で総合的に評価した上で、最も優れた企画提案者を運営事業者に内定（内定された運営事業者は、以下「内定運営事業者」という。）します。

ただし、本項（４）により、当該内定運営事業者の内定が取り消された場合は、次点の企画提案者を新たな内定運営事業者とします。

（２）審査結果の通知

審査結果は、企画提案者全員に通知文書を発送します。

（３）行政財産使用許可申請の手続き

内定運営事業者に選定された者は、当センターが指定する期日までに行政財産目的外使用許可の申請書類を当センター総務部経理課に提出してください。

（４）内定事業者の取消し

次の場合には、運営事業者の内定を取り消すものとします。

①　正当な理由がなく、本項（３）に記載する期日までに行政財産使用許可の申請書類を提出しなかったとき。

②　内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定運営事業者の諸般の事情変化等により企画提案した床頭台等の運営が確実に履行できないと当センターが判断したとき。

③　ＮＨＫの受信料未払いまたは著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと当センターが判断したとき。

別　紙

床頭台配置一覧表

病棟名	室数	ベッド数	備考
3階東	23	42	
3階西	25	12	患者利用料は無料、 基本使用料は算定不要
		13	
4階東	23	42	
4階西	24	42	
5階東	24	43	
5階西	26	41	
6階東	24	43	
6階西	26	41	
合計	195	319	